

## 第1回 国土審議会大都市圏政策ワーキングチーム議事概要

### 1. 日時

平成21年6月19日(金) 14:00~16:00

### 2. 場所

合同庁舎4号館1階 108会議室

### 3. 出席委員(敬称略)

浅見座長、大野、林、村木、横張

### 4. 議事概要

#### (1) 開会

#### (2) 挨拶

#### (3) 議事及び主な発言内容

##### 【議題1 大都市圏制度に係る論点について】

議題1について事務局より説明

##### (大都市圏整備計画と広域地方計画との関係)

- ・「大都市圏整備計画」と「広域地方計画」の違いが明確でない。両者が完全に同じモノであれば、一本化すればよいが、そうでなければ、一本化すればよいというものではない。一本化するのであれば、「広域地方計画」に「大都市圏整備計画」を盛り込んでおくべき。
- ・「大都市圏整備計画」に盛り込まれており、今後、必要なことであるが、「広域地方計画」には盛り込まれていない事項があれば、明らかにして欲しい。

##### (義務付け)

- ・地域の住民に限定される事項であれば、地域住民だけで判断すればよいが、広域的な地域計画のように他の地域にも影響を与えるものを義務化しないのは問題があるのかもしれない。計画の必要性を地域がどう捉えるかが問題であり、分権であるから任せるとするのは軽すぎる。
- ・計画論としての方向性を出すだけでは不十分で、事業性の担保の仕方も重要であり、また、個々の構成行政体の裁量性は制限されることはあるのではないか。
- ・大都市圏制度の義務付けを外した際、何か大きな障害があるのか、実施しなくなった場合の問題点をリストアップし、それが、広域地方計画でカバーできるのか、その他の制度でできるのか、もしくは大都市圏制度そのものか、その発展形が必要なのか、考える必要がある。

- ・効果がないからやめるといふよりも、変な効果があるということも重要な観点ではないか。
- ・分権の流れで、単に計画の対象がある程度限定的なものになってくるだけでなく、計画スパンの短縮も意味するのであれば、危険である。
- ・分権の流れの中で、国は地域に何かを強いることは難しいが、地域の判断において取り組む際に、国が積極的に施策を講じることは問題なく、やはり国の役割はある。

### **(大都市圏の機能)**

- ・広域的なブロックの自立といった際に、大都市は国際的な競争力や地域全体のバランスとして、大きなガバナンス機能を持つべき。
- ・今後の大都市圏の中で、安全・安心という観点が必要。

### **(今後の大都市圏制度の議論の方向性)**

- ・これまで、大都市圏制度がやってきたこと、本来すべきことの、どちらの観点から議論を行うかで、今後の方向性が変わる。
- ・今まで実施してきたことの背景にあった社会状況が変化していることに対して、今後、実施していくことをどのように考えていくのか、論点の1つとなる。
- ・広域行政主体については、自治体が組織を協働でつくれるような、広域連携が進みやすい環境整備が必要。現行制度のなかで、自治体の広域連携ができるのかどうかという観点も必要。広域連携が進む環境は、国がつくらざるを得ない。

### **(近郊緑地制度)**

- ・広域的な緑地を考える際の一つの論点はCO<sub>2</sub>排出権取引であると考えられる。また、大都市圏の緑地保全は、生物多様性の観点から考えても、管理をどう継続させるかが大きな問題。その点では、地球温暖化対策の推進に関する法律や個別の法律で対応するのではなく、大都市圏の緑地保全について考える共通のプラットフォームが土台にあり、その上での重層的な検討が必要ではないか。プラットフォームとしての役割が、現行の大都市圏制度かどうかは別にして、広域的な視点からの制度が必要。
- ・首都圏を取り巻く森林は水源として重要な役割を果たしている。

### **(工業団地造成事業)**

- ・これまで工業が都市の発展に大きな役割をもっており、地方で如何に工業を発展させるかという意味で工場等制限法や郊外へのインセンティブのための工業団地造成事業があったが、工場等制限法が廃止された現在、見直しが必要ではないか。
- ・ディスティーションを起こすことを目的とした差別措置として、工業だけ優遇されるのはいかなものか。

- ・工業だけでなく、例えば廃棄物とか新たに国全体及び地域の発展に寄与するものなどについて、ディストーションを起こすことも考えられるのではないか。

【議題2 その他】

議題2 について事務局より説明

(4) 閉会

(速報のため、事後修正の可能性があります。)